

緊急災害時等における登校について【改訂】

1 気象警報等発表時・避難情報発令時は自身及び家族の安全確保を最優先し、登校については以下のように対応すること。

(1) 開校日について

○ 登校前において、以下のいずれかの場合、自宅等で待機又は避難を行う。

ア 久万高原町または居住市町に 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報 のいずれかが発表されている。

イ 久万高原町久万地区(本校所在地) または居住地区に、避難指示 (全国瞬時警報システムJアラートを含む) が発令されている。

○ なお、発表及び発令されている上記の「警報」または「避難情報」等が解除になった場合、学校再開を LINE スクール連絡帳及び学校ホームページ上で連絡するので、確認の上、安全に十分配慮して登校する。ただし、午前10時までに解除にならない場合は、終日自宅待機とする。

○ 公共の交通機関の不足または不通など災害状況等により登校が困難な場合は、自宅等で待機の上、学校に連絡をすること。

(2) 長期休業中の課外について

午前7時の時点で久万高原町久万地区が上記(1)のア・イの場合は、課外を中止する。

居住地が久万高原町久万地区以外の生徒は、課外が実施される場合であっても、上記(1)のア・イの場合は登校しない。

(3) 休業日の模擬試験等について

午前7時の時点で、久万高原町久万地区が上記(1)のア・イの場合は、模擬試験等を後日実施とする。

居住地が久万高原町久万地区以外の生徒は、模擬試験が実施される場合であっても、上記(1)のア・イの場合は登校しない。

(4) 休業日の部活動

久万高原町(久万地区)が上記(1)のア・イの場合は、実施しない。

居住地が久万高原町(久万地区)以外の生徒は、部活動が実施されている場合であっても、居住地が上記(1)のア・イの場合は登校しない。

2 注意事項

(1) 上記以外でも、自分と家族の安全確保のため自宅等で待機または避難が必要である場合は、各自が状況を的確に判断して安全な行動をとる。

(2) 公共交通機関を利用して通学している生徒で、公共交通機関が災害や事故等で利用できない場合は、他の交通手段を確保し、安全に十分配慮して登校する。ただし、他の交通手段が確保できない場合や、安全に登校できない場合は自宅等で待機し、学校に連絡をする。

(3) 原則として学校への問い合わせはしない。ホームページおよび LINE スクール連絡帳上で確認すること。